



120号

平成23年1月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海

第37回 通常総会 全国間税会総連合会



第37回通常総会

主要目次

国税庁長官 年頭所感…………… 2	e-Taxの利用推進について …… 7
大谷会長 年頭挨拶…………… 3	平成22年度「税の標語」優秀作品決まる…………… 8
第37回通常総会 役員補選名簿、組織増強功労者、モデル会の 顕彰・指定／全間連の主な動き…………… 4～5	南九州間連会長 就任のご挨拶／ 消費税の見直しに当たっての問題点…………… 9
平成22年叙勲・褒章受章者及び 平成22年度納税功労表彰受彰者名簿…………… 6	確定申告Q&A（所得税・消費税）…………… 10～13
	税を考える週間…………… 14～15
	国税庁から…………… 16

消費税 活かすみんなの 間税会



新年おめでとうございます



国税庁長官 川北 力

平成23年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

国税庁におきましては、経済社会のグローバル化やIT化など税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、本年も引き続き、納税者利便の向上を図りつつ、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営に努めることなどにより、私たちに与えられた使命を着実に果たしていきたいと考えています。皆様の御理解と御協力をあらためてお願い申し上げます。

税務行政の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、そのため、第1に、納税者サービスの充実に努めたいと考えております。

国税庁としては、納税環境の整備に向け様々な施策を実施してきました。特に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)につきましては、政府全体の取組の下、その普及拡大に向けて積極的に取り組み、21年度は所得税・法人税における電子申告の利用率が半数に近づくに至りました。

また、内部事務一元化につきましては、一昨年7月から全税務署で、これまで各部署で対応していた①各種申告書や申請書の提出、②各種用紙の交付請求、③納税証明書の請求や受領、④国税の納付、⑤国税に係る制度や手続きに関する一般的な相談などについて、一つの窓口で済ませることができるよう、納税者に対する受付窓口を一本化(ワンストップサービス)いたしました。

さて、年も改まり、所得税・消費税の確定申告の時期がまいります。国税庁では、引き続き、自宅等からのITを利用した申告の推進に取り組むこととしています。e-Taxについては更なる利用者の利便性の向上を目指し、利用者からの要望を踏まえたシステム改善、1月上旬におけるe-Taxの受付時間の延長などを図ります。

なお、本年の閉庁日における確定申告の相談と申告書の受付は、納税者のニーズが高いと思われる228の税務署の相談会場において、2月20日と2月27日の日曜日に行うこととしています。

このように、国税庁では納税者利便の更なる向上に努めてまいりますので、納税者の皆様におかれましては、早めの申告と期限内の納税について是非とも御協力お願いいたします。

第2に、適正・公平な税務行政を推進する観点から、

税務コンプライアンスの維持向上に努めたいと考えております。

まず、税務調査等については、取引が複雑化し国際化する中で、幅広く的確な情報収集と管理を行い、悪質な納税者に対しては厳正な態度で臨んでいきます。

特に、国際的租税回避行為に対しては、租税条約等に基づく情報交換を積極的に進めることにより対応していくべきことが世界各国の共通認識となってきました。国税庁としても、各国の税務当局との国際的な協力関係を一層強化したいと考えております。

また、昨今の税務行政に関するOECD等の国際的な議論の場においては、大企業に良好なコーポレート・ガバナンスを奨励することは、税務当局・納税者双方にとって有益であり、税務当局として税務分野におけるコーポレート・ガバナンスの充実に推進していくことが重要との認識が共有されています。

具体的には、大企業において、CEOなどのトップマネジメントが自ら適正申告等の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備するように、税務当局から働きかけを行うことが重要との議論がなされています。

国税庁としても、税務分野におけるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、関係団体と勉強会を始めました。

滞納については、適正・公平な徴収の実現という観点から、関係部局が連携して滞納の未然防止に積極的に取り組むとともに、納税者個々の実情をよく踏まえながら、適正に納税義務を履行していない大口・悪質事案や処理困難事案への厳正な対応及び消費税事案の確実な処理などにより、滞納の整理促進に努めます。

酒税関係事務については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、酒税の適正・公平な課税の実現と酒類業の健全な発達に資する取組を行ってまいります。

以上、年頭に当たり、税務行政の運営に関する考えを述べました。様々な面で「質の高い」税務行政を進めることにより、税務行政に寄せられている国民の信頼に応え、さらにゆるぎのないものにしていきたいと考えています。

新しい年、平成23年が皆様と御家族にとって幸せの多い年でありますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新年の挨拶



全国間税会総連合会会長 大谷信義

平成23年の年頭に当たり、謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員の皆様方には、旧年中、当連合会の運営につきまして、格別のご尽力を賜りありがとうございました。

また、国税ご当局の皆様には、当連合会に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

昨年は、民主党政権となって初めて組んだ予算を基に、自由民主党時代とは異なった、新しい政治運営が期待される年でしたが、内政面でも、外交面でも、多くの課題を残す年になりました。

一方、経済面では、国内の消費は依然として低迷し、為替や株価の急激な変動もあり、大変に厳しい局面にありますとともに、今後どのように推移するのか先行き不透明な状況にあります。私ども間税会は厳しい状況を乗り越えて、地道な活動に取り組んで参りたいと存じます。

このような状況の中で、私ども間税会に関わりの深い消費税につきましては、当面はその税率の引上げは行わないこととされているものの、今後ますます進展します人口の少子・高齢化に伴う社会保障財源の確保の必要性や、財政の健全化の観点などから、いずれその引上げをめぐる議論が行われることになるのではないかと考えられます。

その際、消費税を理解し、支持する団体としての間税会が、この問題に対しどのような見解を表明し、どのように対処するのかなどをめぐって、間税会の動向が注目される日がやってくるものと存じます。

そのためにも、間税会の組織を拡大強化し、活発な事

業活動を展開することを通じて、間税会の存在感を高め、発言権を強めることが肝要であります。

このような背景を念頭に置きながら、本年の事業活動といたしまして、消費税についての啓発・広報活動のほか、消費税の滞納の新規発生はここ数年減少傾向にあるとはいえ、依然として高い水準にあることを踏まえ、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の勧奨、さらにはe-Taxを利用したダイレクト納付の推進など、消費税完納運動をより一層推進して参りたいと存じます。

また、広く国民の皆様には消費税の現状などを理解していただくため、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配付、「税の標語」の募集と活用、インターネットによる情報発信などの広報活動や租税教育活動に、幅広く取り組んで参りたいと存じますので、ご理解の上ご尽力を賜りますようお願いいたします。

さらに、国税当局が最重点課題として取り組んでいます国税電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxの利用促進に積極的に対処して参りたいと存じますので、よろしくようお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体のますますのご発展を祈念いたします。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈りいたしますとともに、当連合会及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

第37回 通常総会

高松市において開催

全間連第37回通常総会は、昨年10月7日（木）午後3時20分から、四国間税会連合会（久米房之助会長）担当により、香川県高松市 全日空ホテルクレメント高松において、会員569名出席の下に開催されました。

総会は、江川専務理事の司会の下に、関亦副会長（関東信越）の開会宣言、久米副会長（四国）の開会の辞で始まり、大谷会長の挨拶のあと、議長団に関亦（関東信越）、本郷（仙台）、中島（北陸）各副会長を選出し、議事録署名人に吉野常任理事（東京）、山井常任理事（関東信越）を選出して議事に入りました。

- 第1号議案 平成21年度事業報告の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長
- 第2号議案 平成21年度決算報告の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長
- 第3号議案 平成22年度事業計画(案)の承認を求める件
提案説明 白子会務運営委員長
- 第4号議案 平成22年度収支予算(案)の承認を求める件
提案説明 渡邊総務委員長

第5号議案 役員補選の件

提案説明 白子会務運営委員長

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

議事終了後、組織増強功労者の表彰、第10回モデル会の顕彰、第11回モデル会の指定が行われました。

続いて、川北国税庁長官（代理、西村課税部長）殿、濱田香川県知事殿及び大西高松市長殿の来賓祝辞を賜り、高橋副会長（北海道）の閉会の辞をもって、午後4時40分に終了しました。



◆ 役員 の 補 選 ◆

本年は役員の変更期ではありませんでしたが、次の副会長、常任理事及び監事の補選が行われました。

（敬称略）

	所 属	前 任	新 任
副 会 長	南 九 州	大山 光男	高柳 隆一
常 任 理 事	東 京	古池 一夫	柳 也主男
	青 年 部	的場 史紋	伊藤 智仁
	業 種	萩原 勝義	布村 雅春
	事 務 局	梅田 豊彦	西村 和義
監 事	東 京	河野 玄一	河村 守康
	関東信越	寺沢 良治	田中 正夫

◆ 第10回モデル会の顕彰 ◆

第10回指定モデル会として、組織の拡充強化・活性化に努められた9間税会が顕彰されました。

顕彰された間税会は、次のとおりです。

- （東 京） 千葉西間税会殿
- （関東信越） 足利間税会殿
- （北 海 道） 滝川間税会殿
- （仙 台） 寒河江西村山間税会殿
- （東 海） 千種間税会殿
- （北 陸） 福井間税会殿
- （広 島） 広島西間税会殿
- （四 国） 鳴門間税会殿
- （福 岡） 若松間税会殿

◆ 組織増強功労者表彰 ◆

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に80名以上の会員増（純増）を実現した間税会及び、②過去1年間に30%以上の会員増を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

- （東 京） 武蔵野間税会殿
- （関東信越） 浦和間税会殿 越谷間税会殿
- 土浦間税会殿 真岡間税会殿
- 三条間税会殿
- （仙 台） 須賀川間税会殿
- （東 海） 新城間税会殿
- （四 国） 伊予西条間税会殿
- （福 岡） 博多間税会殿
- （南 九 州） 熊本東間税会殿
- （沖 縄） 八重山間税会殿

◆ 第11回モデル会の指定 ◆

総会の席上、第11回モデル会として指定された間税会は、次のとおりです。

モデル会の指定期間は、2年間です。

- （東 京） 北沢間税会殿
- （関東信越） 三条間税会殿
- （北 海 道） 札幌中間税会殿
- （仙 台） 白河間税会殿
- （東 海） 松阪間税会殿
- （北 陸） 三国間税会殿
- （広 島） 松江間税会殿
- （四 国） 伊予西条間税会殿
- （福 岡） 武雄間税会殿
- （南 九 州） 熊本東間税会殿

第32回 青年部通常総会 第29回 女性部通常総会

開催される

第32回青年部通常総会及び第29回女性部通常総会は、去る10月7日（木）高松市 全日空ホテルクレメント高松において、それぞれ午後1時20分から開催され、提出議案はすべて承認されました。

なお、青年部総会における役員補選において、的場史紋部長（東京）の退任が承認され、伊藤智仁新部長（仙台）の選任が行われました。

国税庁幹部と 青年部代表との 意見交換会

青年部では、全国から通常総会に出席するため、高松に多くの青年部員が集まった機会を利用して、通常総会の翌日、総会会場と同じ全日空ホテルクレメント高松において、各局間連代表と地元四国間連の有志が集まり、国税庁の木本消費税室長、池永係長に出席していただき、江川専務理事の司会の下に意見交換会を開催しました。

まず、始めに、各局間連青年部の活動状況の報告があり、その後、①全間連・局間連・単位間税会を含めた間税会のあり方、②本会の中における青年部の位置付けと青年部活動のあり方、③今後における税制の動向と間税会の対処のあり方等をテーマにして、活発な意見交換が行われました。



消費税中央セミナー開催

第21回消費税中央セミナーは、去る11月17日（水）東京・千代田区 弘済会館において公共法人・公益法人の実務担当者約90名を対象に、国税庁課税部消費税室 濱田消費税第一係長を講師に迎え、公共法人等の消費税の実務研修が実施されました。



全間連の主な動き (22. 10. 4～23. 1. 11)

10月4日(月)	平成23年度税制改正要望のヒアリング 民主党	10月27日(水)	財務大臣・国税庁長官納税 表彰式出席 東京
10月7日(木)	正副会長会議、常任理事会、 第32回青年部・第29回女性部通常総会、 講演会、第37回通常総会 高松	11月2日(火)	平成23年度税制改正要望の ヒアリング 自由民主党
10月8日(金)	国税庁幹部と青年部代表との 意見交換会 高松	11月16日(火)	「税の標語」優秀作品発表会・ 表彰式 東京
10月14日(木)	大阪局間連総会出席 大阪	11月17日(水)	消費税中央セミナー 東京
10月20日(水)	「税の標語」最終選考会 事務局	12月13日(月)	税務行政懇談会 国税庁
		1月11日(火)	幹事会 事務局

平成22年叙勲・褒章受章者及び平成22年度納税功勞表彰受彰者名簿

●平成22年秋叙勲

旭日双光章

奥平 ミエ子 様

●平成22年秋褒章

藍綬褒章

生駒 晴俊 様

黄綬褒章

市岡 敏生 様

●平成22年度納税功勞表彰

財務大臣表彰

大野 房之助 様
河西 陽子 様
中村 德行 様
松平 緑 様
黄瀬 稔 様
前山 正一 様
中端 正美 様
長江 弘至 様

国税庁長官表彰

白川 よし子 様
丸島 信雄 様
崎山 興紀 様
野々垣 學 様
野路 洋美 様
植田 啓介 様
湯村 良信 様
坂本 文比古 様
迫田 義昭 様

国税局長表彰

(東京)

河田 智憲 様
福井 幸治 様
關口 雅章 様
横田 正之 様
高柳 信之 様
吉岡 高憲 様
吉田 孝 様
大岩 將道 様

(関東信越)

松本 正仁 様
大沢 孝弘 様
並木 久子 様

(札幌)

伊藤 徳雄 様
濁沼 英一 様

(仙台)

菅 榮藏 様

(名古屋)

大須賀 与子 様

(金沢)

加藤 富子 様

今西 浩 様

北野 憲太郎 様

近藤 駿明 様

(広島)

常川 律子 様

岩根 秀樹 様

村谷 太洋 様

(高松)

檜垣 圭之介 様

長谷川 昌示 様

(福岡)

吉田 信彦 様

横山 省三 様

(熊本)

三原 耕一 様

石原 学 様

躍進
あるのみ!!



静岡県間税会連合会

会長 土屋 紀雄

事務局長 萩原 良一

〒422-8007 静岡市聖一色68-11 萩原良一宅気付

電話 054-267-6827 F A X 054-267-6675

静岡間税会 会長 海野 誠治郎
清水間税会 会長 宮崎 総一郎
伊豆下田間税会 会長 土屋 紀雄
沼津間税会 会長 久保田 博明
三島間税会 会長 渡邊 了功
熱海伊東間税会 会長 稲葉 幸雄
富士間税会 会長 小櫛 收

藤枝間税会 会長 西村 廣二
島田間税会 会長 水野 正義
磐田間税会 会長 篠崎 幸造
掛川間税会 会長 頼母 敏雄
浜松西間税会 会長 小林 伸吉
浜松東間税会 会長 桑原 俊明

e-Tax の利用推進について

国税当局が税務運営の最重要課題の一つとして取り組んでいますe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及につきましては、間税会もその周知、利用促進に積極的に取り組んできています。

このe-Taxの平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）の利用状況につきましては、国税庁の発表によりますと、次のようになっています。

① e-Taxの利用件数

e-Taxの対象手続（重点15手続）に対する利用件数は、全体では1,658万件で、前年度の1,432万件に比べて116%と大幅に増加しています。

主な手続の利用件数等は、次のとおりです。

所得税申告	784万件	（前年度対比128%）
法人税申告	127万件	（ " 130%）
消費税申告（個人）	55万件	（ " 124%）
消費税申告（法人）	145万件	（ " 130%）
酒税申告	4万件	（ " 106%）
印紙税申告	8万件	（ " 126%）
法定調書	137万件	（ " 127%）

② e-Taxの利用率

e-Taxの対象手続に対する利用率は、全体では45.4%で、前年度の利用率36.6%に比べてかなり伸びています。

主な手続の利用率等は、次のとおりです。

所得税申告	39.7%	（前年度31.1%）
法人税申告	48.9%	（ " 37.7%）
消費税申告（個人）	36.4%	（ " 29.4%）
消費税申告（法人）	73.5%	（ " 56.7%）
酒税申告	87.3%	（ " 82.1%）
印紙税申告	66.3%	（ " 52.6%）
法定調書	55.6%	（ " 43.9%）

このように、利用件数・利用率とも順調に伸びていますが、重点手続の平成25年度末の目標値65%に対しては、まだ低い水準にあります。

このような状況を踏まえ、国税庁から次のような要請が来ていますので、各間税会・会員とも積極的にe-Taxの利用促進に努めていただくようお願いいたします。

（国税庁からの要請事項）

1 各会及び会員のe-Tax利用拡大

各会及び会員におかれては、消費税（法人）、印紙税はもとより、法人税、所得税、消費税（個人）及び法定調書（給与所得に関するもの）の手続についてのe-Taxの利用拡大（代理送信している税理士への依頼を含む。）。

なお、法定調書は、CDなどの光ディスク及びFDなどによるデータ形式での提出も含まれます。

2 各会及び会員の各社（者）の役職員又は従業員の方々のe-Tax利用拡大

特に、e-Taxで所得税の確定申告をする場合、便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の活用と、年末調整の時期における各会及び会員の各社（者）の役職員又は従業員の方々への活用についての周知・広報。

3 納税証明書を交付請求される場合のe-Taxの更なる利用

4 ダイレクト納付の利用についての周知・広報

新年明けましておめでとうございます
本年もよろしくお祈りします

平成23年 元旦

関東信越間税会連合会 会長 関 亦 数 斗

埼玉県間税会連合会	会長	関 亦 数 斗	茨城県間税会連合会	会長	瀬古澤	擴 緑 蔵
栃木県間税会連合会	会長	荻 山 光 子	群馬県間税会連合会	会長	松 平	
長野県間税会連合会	会長	吉 村 義 憲	新潟県間税会連合会	会長	斉 藤 久	
茨城県石油ガス納税協力会	会長	内 野 芳 男				

平成22年度「税の標語」優秀作品決まる

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施していますが、第18回目となる本年度も、(財)大蔵財務協会の後援の下に昨年9月10日を募集期限として、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、前年度(83,096点)より約5割増の121,968点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の発表会と表彰式は、「税を考える週間」中の昨年11月16日(火)に、東京・築地 松竹株式会社(大谷会長の会社)において行われ、最優秀作品の岡 幸子様(東海間連・津間税会)に、大谷会長から表彰状と記念品が贈られました。

この日には、東京局間連の表彰式もあわせて行われました。

「税の標語」の優秀作品は、全間連のインターネットホームページにも掲載されています。



最優秀

長寿国 日本をささえる 消費税

津市 岡 幸子

優秀

明るい未来 支える財源 消費税

千代田区 香取 純一

明日のため みんなで担う 消費税

松戸市立小金中学校 菊地 美咲

消費税 全員参加の 国づくり

四日市市 鈴木 主計

イータックス ペーパーレスで エコ申告

富良野市 仲川 みゆき

佳作

始めよう 簡単操作 イータックス!

富良野市 池田 賢

次世代の 暮らし支える 消費税

相模原市 近江 静香

税知識 学んで活かす 間税会

伊賀市 川崎 敏洋

老後の安心 介護を支える 消費税

荒川区 高橋 里枝

子育ても 介護も支える 消費税

桑名市 早川 淳

消費税 明るい未来の 道しるべ

呉市 堀 真也

納税で 築くみんなの 明るい社会

広島市 松崎 紀子

社会保障 みんなで支える 消費税

名張市 南 典子

社会保障 支えて活かす 消費税

南房総市 安田 浩美

生きてます みんなの暮らしに 消費税

船橋市立芝山中学校 山本 将太

新局連会長の就任挨拶

ご挨拶

南九州間税会連合会

会長 高柳 隆一



このたび大山光男会長の後を受けて、会長に就任いたしました南九州間税会連合会会長の高柳隆一と申します。

大山会長の気配り、心配りの効いた会の運営には、いつも感心いたしております。私が、そのような会長の後を受けて、皆様にご満足いただける会務運営ができるかどうか、不安の気持ちがいっぱいですが、微力ながら一生懸命頑張りますので、ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、南九州間税会連合会は、鹿児島、宮崎、大分、熊本の4県下の36の単位会で構成されており、青年部は33会、女性部は11会あります。現在会員数は、2,764名で

すが、残念なことに毎年減少しています。

私は、会長として、まず、3の目標をもって運営したいと思います。

第1に、私たちが心がけなければならないことは、会員の増強です。会員一人につき、一人の会員増強を目標にしたいと思います。

第2に、青年部・女性部の増強です。次世代の間税会を担ってくれる若手の掘り起こしに、取り組みたいと思います。

そして、第3に、e-Taxの普及に力を注ぎたいと思います。

やるべきことは沢山ありますが、まず、この3つの目標を掲げてみたいと思います。

この不景気の世の中、何とか活路を求めて活躍することが大事だと思います。

厳しい状況の中、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

消費税の見直しに当たっての問題点

昨今の厳しい財政事情や、少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などを背景としまして、消費税の見直し（税率引上げ）が、大きな検討課題となってまいりました。

消費税の見直しに当たって、税率を何時から何%に引き上げるかは政治判断の問題ですが、税率引上げが行われる際には、消費税に内在する逆進性（消費税は、消費に対しては比例的な負担となりますが、所得を基準にしてみますと低所得者ほど負担が重くなるという問題）を緩和するための措置を設けるかどうか、一つの課題です。

この逆進性緩和対策には、食料品などを低い税率とする軽減税率制度と、低所得者に消費税負担額を還元する給付付き消費税額控除制度があります。

(1) 軽減税率制度

食料品など生活に密着した物やサービスを低い税率とする制度で、これにより低所得者の消費税負担を少しでも軽くしようとするものです。

この軽減税率制度は、ヨーロッパ諸国で広く採用されており、一般的に、食料品、水道水、新聞・雑誌・書籍、医薬品、旅客輸送等がこの対象にされています。

例えば、フランスは標準税率は19.6%に対し食料品の税率は5.5%、ドイツは標準税率19%に対し食料品は7%とされています。

この軽減税率制度は、わかり易いのですが、何を軽減税率の対象にするかの判断が難しく、また、取引に当たってその区分けを的確に行うための事業者の事務負担が増えるといったような問題があります。

(2) 給付付き消費税額控除制度

低所得者に対し消費税負担額を還元するために、所得税に給付付き消費税額控除制度を設けようとするもので、

カナダなどで設けられています。

カナダ（消費税の税率は、日本と同じ5%）の制度は、消費税の税額控除額を年間、大人一人につき2万円、子供一人につき1.5万円（金額は、いずれも仕組みを分かりやすく説明するための概数です。）と決め、夫婦のみの家庭に対しては4万円（2万円×2）の税額控除（給付）、夫婦子供2人の家庭に対しては7万円（（2万円×2）+（1.5万円×2））の税額控除（給付）をするものです。

例えば、夫婦子供2人の家庭の算出所得税額が10万円である場合は、所得税の納付額は3万円（10－7万円）となり、算出所得税額が3万円の場合は4万円（3－7万円＝△4万円）が国から給付（支給）され、算出所得税額が0の場合は7万円が給付されるというものです。

この制度は、低所得者の消費税負担を緩和しようとするものですから、所得額が例えば300万円以下の家庭には全額が控除（給付）されますが、300万円を超えると控除額は逡減して行き、400万円を超えると給付は受けられないという仕組みになっています。

この制度の下では、消費税の税率は単一税率となりますので、(1)の軽減税率制度のような問題は生じませんが、高所得者が給付を受けることがないようにするため、各人の所得額（世帯単位で適用することになりますので、世帯全体の所得額）をきちんと把握する必要から、納税者ごとに番号を付ける納税者番号制度のような制度を設けることが必要になるという問題があります。

(3) まとめ

今後、消費税の見直しについての検討審議が本格化してきますと、この逆進性の緩和策のあり方が議論の中心になってくると思われますので、この問題に間税会としてどう対処するか、皆様方と一緒に考えていきたいと思っています。

（文責 専務理事 江川治美）

所得税額の計算の方法

Q 所得税額の計算の方法について教えてください。

A 所得税額の計算の方法は、大別すると総合課税の方法と分離課税の方法があります。

1 総合課税の原則

所得税額の計算は、各種所得の金額の合計額を基として計算した課税所得の金額に超過累進税率を適用して計算するいわゆる「総合課税」の方法によることが原則とされており、総合課税の方法による所得税の納税は、納税者自身が所得金額や納税額を計算して税務署に申告し、納税するいわゆる申告納税の方法によることとされています。

総合課税の場合の所得税額の計算の仕組みをごくおおまかにまとめると、次のようになります。

- (1) その年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得の金額を計算します。この場合、所得の金額の計算は、所得の種類ごとに行います。
- (2) (1)により計算した所得の金額を合計（総合）して、総所得金額を計算します。
- (3) 総所得金額から、扶養控除や基礎控除などの所得控除の額を控除して、課税総所得金額を計算します。
- (4) 課税総所得金額に超過累進税率を適用して算出した金額（算出税額）から、配当控除や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除などの税額控除の額を控除します。
- (5) (4)による税額控除後の所得税額（年税額）から、源泉徴収された所得税額（源泉所得税額）などを控除して、申告納税額を計算します。

2 申告分離課税及び源泉分離課税

特定の所得については、他の所得と区分して所得税額の計算をするいわゆる「分離課税」の方法によることとされています。

分離課税の方法により課税される所得に係る所得税の納税は、申告納税の方法によるものと源泉徴収だけで納税を終了させる方法によるものがあります。一般に、前者を「申告分離課税」といい、後者を「源泉分離課税」といいます。

(1) 申告分離課税

申告分離課税とされる所得には、次のものがあります。

- ① 退職所得及び山林所得
- ② 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得
- ③ 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得
- ④ 上場株式等の配当等に係る配当所得で申告分離課税を選択したもの
- ⑤ 株式等の譲渡に係る譲渡所得等
- ⑥ 一定の先物取引に係る雑所得等

(注) 総合課税とされる所得や申告分離課税とされる所得であっても、一定のものについては、所得税の源泉徴収をすることとされています。この場合の源泉徴収税額については、原則として、確定申告により精算することになります。ただし、給与所得については、原則として、年末調整の方法により所得税の課税が終了することとされています。

(2) 源泉分離課税

源泉分離課税とされる所得には、次のものがあります。

- ① 公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金など
- ② 私募公社債等運用投資信託などの収益の分配による配当
- ③ 抵当証券の利息や定期積金等の給付補てん金、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、一時払養老保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などいわゆる金融類似商品の利息等による所得
- ④ 一定の割引債の償還差益

なお、源泉分離課税の場合の所得税の課税は、他の所得と区分して一定税率により源泉徴収され納税が完了しますので、確定申告の手続をする必要はありません。

所得税の税率等の種類

Q 総合課税のものと申告分離課税のものについては確定申告をすることになるそうですが、適用される税率は同じなのでしょうか。

A 申告所得税の税率は、原則として超過累進税率を適用して税額を計算します。ただし、次のような税率の特例があります。

- (1) 山林所得の課税の特例
- (2) 変動所得及び臨時所得の平均課税
- (3) 短期譲渡所得の課税の特例
- (4) 長期譲渡所得の課税の特例
- (5) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
- (6) 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
- (7) 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の課税の特例

確定申告をしなければならない人

Q どのような人が確定申告をしなければならないのでしょうか。

A どのような場合に確定申告をしなければならないかについて、次の4つの場合に分けて説明します。

1 事業所得や不動産所得等がある人の場合

平成22年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いて残額のある人は、平成22年分の確定申告をしなければなりません。

2 給与所得がある人の場合

給与所得者の大部分の人は、「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告をする必要はありません。

ただし、平成22年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額のある人で、次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) 平成22年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされ

なかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、給与所得の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか、貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械や器具の使用料などの支払を受けた人
- (5) 平成22年中の給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- (6) 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

3 公的年金等に係る雑所得がある人の場合

平成22年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて残額のある人は、申告をしなければなりません。

なお、公的年金等に係る雑所得以外に所得がある人は、前記1又は2を参照してください。

4 退職所得がある人の場合

退職所得については、退職金の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、退職金の額から勤続年数等に応じて求めた退職所得控除額を控除し、その控除後の残額を2分の1した金額を基として、所得税の税率を適用して計算した税額を源泉徴収することとされているため、通常は、確定申告をする必要はありません。

しかし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は確定申告をする必要があります。

また、退職所得を申告しなくてよい人でも、前記の1から3の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については申告しなければなりません。

なお、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字となる場合など退職所得を含めて申告をすることにより、退職所得から源泉徴収された所得税について、税金の還付を受けられることがあります。

申告の内容	提出する申告書							
	A様式		B様式		別表			
	一表	二表	一表	二表	三表	損失表		五表
						(一)	(二)	
1 申告する所得が①給与所得、②雑所得、③配当所得、④一時所得だけの場合(※)	○	○						
2 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できる様式			○	○				
3 分離課税の所得がある場合			○	○	○			
4 青色申告者がその年分の純損失のみ繰り越す場合			○	○			○	
5 その年分の雑損失のみ翌年以後に繰り越す場合			○	○			○	
6 前年からの繰越損失額があり、かつ、翌年以後への繰越損失額がある場合			○	○			○	
7 純損失のうち翌年以後に繰り越す変動所得の損失額、被災事業用資産の損失額がある場合			○	○			○	
8 上記4から7で分離課税の所得がある場合			○	○	○		○	
9 修正申告で総合課税の所得のみがある場合			○					○
10 修正申告で分離課税の所得がある場合			○		○			○

※予定納税額のある人や変動所得・臨時所得について平均課税を選択する人はB様式を使用します。

平成22年分の所得税の主な改正事項

Q 平成22年分の所得税から適用される主な改正事項について教えてください。

A 平成22年分の所得税から適用される主な改正事項は次のとおりです。

- 1 寄付金控除について、適用下限額が2千円（改正前5千円）に引き下げられました。
- 2 政党等寄付金特別控除について、税額控除の計算対象となる政党等に対する寄付金の適用下限額が2千円（改正前5千円）に引き下げられました。
- 3 平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座（特定口座で源泉徴収があるもの）に受入れができることとされました。

申告に誤りがあった場合の訂正方法

Q 申告をした税額等に誤りがあった場合の訂正方法について教えてください。

A 申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。

誤りの内容	訂正方法
申告した税額等が実際より少なかったとき	「修正申告」をして正しい額に訂正します（注）。
申告した税額等が実際より多かったとき	原則として確定申告書の提出期限から1年以内に「更正の請求」をして正しい額への訂正を求めます。

(注) 1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正することとなります。

2 税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

Q 個人事業者で平成22年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要なのはどのような人ですか。

A 平成22年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要な個人事業者は、次の方です。

- (1) 基準期間（平成20年分）の課税売上高が1,000万円を超える方
- (2) (1)以外の方で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

(1)又は(2)に該当する方は、平成22年分の課税売上高が1,000万円以下であっても確定申告が必要ですのでご注意ください。

(注) 平成20年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成21年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることはできません。そのため、平成22年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合であっても、還付を受けられません。

Q 基準期間（平成20年分）の課税売上高はどのように計算するのですか。

A 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額（消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額。）と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げの返品、値引や売上割戻し等に係る金額（消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額）の合計額を控除した残額をいいます。

(注) 基準期間の課税売上高には輸出取引等の免税売上高が含まれますが、これには消費税等相当額が含まれていませんから、税抜計算することなく、免税売上高そのものを加算することになります。

なお、免税事業者の売上げには、消費税等相当額が含まれていませんので、基準期間（平成20年分）が免税事業者の場合、その売上げ（非課税売上等を除きます。）が、そのまま基準期間（平成20年分）の課税売上高となります（税抜処理は必要ありません。）。

消費税の納付税額の計算

Q 消費税の納付税額はどのように計算するのですか。

A 消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額を控除することにより計算します。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{課税標準額}}{\text{対する消費税額}} \right) - \left(\frac{\text{課税仕入れ等}}{\text{に係る消費税額}} \right)$$

課税標準額

Q 課税標準額はどのように計算するのですか。

A 課税標準額は、税額計算の基礎となるもので、課税取引の売上金額を基に、原則として税込みの課税売上高に100/105を掛けて計算します（千円未満の端数切捨て）。

$$\text{課税標準額} = \text{税込課税売上高} \times 100/105$$

課税標準額に対する消費税額の計算

Q 課税標準額に対する消費税額の計算はどのように行うのですか。

A 課税標準額に消費税率（4%）を掛けて計算します。

$$\text{課税標準額に対する消費税額} = \text{課税標準額} \times 4\%$$

課税仕入れ

Q 課税仕入れについて説明してください。

A 課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。したがって、棚卸資産の購入だけでなく、事業用に供する建物、機械や消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の自動車の燃料代なども課税仕入れに含まれます。

なお、免税事業者や消費者からの棚卸資産の購入等も課税仕入れに含まれます。

Q 控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 控除対象仕入税額の計算方法は、簡易課税制度を選択している事業者と、選択していない事業者とで異なります。

また、簡易課税制度を選択していない場合の控除対象仕入税額の計算方法は、その課税期間中の課税売上割合が95%以上か否かにより異なります。

95%以上の場合、課税仕入れに係る消費税額と課税貨物の引取りに係る消費税額の全額を控除できますが、95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した金額となります。

なお、課税仕入れに係る消費税額は、原則として税込みの課税仕入高に4/105を掛けて計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{税込課税仕入高} \times 4/105$$

簡易課税制度を選択している場合の控除対象仕入税額の計算方法については、以下で説明します。

簡易課税制度

Q 簡易課税制度について説明してください。

A 簡易課税制度とは、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した後の金額に、第一種事業から第五種事業までの事業区分ごとのみなし仕入率（下記参照）を掛けて計算した金額を、控除する課税仕入れ等に係る消費税額とみなす制度で、基準期間（平成20年分）の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成21年12月末までに提出している方に限り適用できます。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業
第二種事業	80%	小売業（製造小売業を除く。）
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）
第四種事業	60%	その他の事業（飲食サービス業、金融・保険業など）
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食サービス業を除く。）

Q 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算の概要は次のとおりです。

1 1種類の事業のみを行う事業者の場合

1種類の事業のみを行う事業者の場合には、次の算式によって控除対象仕入税額を求めます。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額に} - \text{売上対価の返還等}}{\text{対する消費税額} - \text{に係る消費税額}} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

2 2種類以上の事業を兼業している事業者の場合

2種類以上の事業を兼業している場合のみなし仕入率は、原則として、兼業しているそれぞれの事業のみなし仕入率を加重平均して求めることとなりますが、2種類以上の事業を兼業している場合であっても、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合又は2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、控除対象仕入税額の計算に当たっての特例制度（75%ルール）が設けられています。

2種類以上の事業を兼業している場合の控除対象仕入税額の計算方法は、具体的には次のようになります。

ただし、売上対価の返還等に係る消費税額がそれぞれの事業に係る消費税額を超える場合や貸倒回収に係る消費税額がある場合には、次によることはできません。

(1) 原則的な計算方法

$$\begin{aligned} \text{控除対象仕入税額} = & \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ & + \text{第二種事業の消費税額} \times 80\% \\ & + \text{第三種事業の消費税額} \times 70\% \\ & + \text{第四種事業の消費税額} \times 60\% \\ & + \text{第五種事業の消費税額} \times 50\% \end{aligned}$$

(2) 1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上である場合の計算方法

2種類以上の事業を兼業している事業者で、その課税期間における特定の1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体に適用することができます。

なお、75%以上であるかどうかは売上対価の返還等の金額を控除した後の金額（税抜き）により判定します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left(\frac{\text{課税標準額に} - \text{対する消費税額}}{\text{対する消費税額}} \right) \times \left(\frac{\text{75\%以上を占める事業のみなし仕入率}}{\text{のみなし仕入率}} \right)$$

(3) 2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上である場合の計算方法

3種類以上の事業を兼業している事業者でその課税期間における特定の2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、合計で75%以上を占める2業種のみなし仕入率のうち低い方のみなし仕入率をこれらの2事業以外の事業にも適用できます。

(例) 事業区分ごとの課税売上高の合計額に占める割合が、

第一種事業	35%
第二種事業	45%
第三種事業	20%

の場合

$$\begin{aligned} \text{控除対象仕入税額} = & \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ & + \left(\frac{\text{各事業の消費税額の合計額} - \text{第一種事業の消費税額}}{\text{の消費税額}} \right) \times 80\% \end{aligned}$$

なお、簡易課税による控除対象仕入税額の計算については、事業区分が適切に行われていれば、確定申告書に添付する付表を利用して計算することができます。

Q 簡易課税制度の適用について注意すべき点を教えてください。

A 簡易課税制度を選択していても基準期間（平成20年分）の課税売上高が5,000万円を超える方は、簡易課税制度を適用することができませんので、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」で申告する必要があります。

この場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している方は、①基準期間の課税売上高が5,000万円を超え、簡易課税制度の適用ができなくなった場合、②基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、①再び基準期間の課税売上高が5,000万円以下となったとき、②再び課税事業者となったときには、簡易課税制度を適用して申告を行うこととなりますので、注意してください。

地方消費税の税額の計算

Q 地方消費税の税額の計算はどのように行うのですか。

A 地方消費税の納付税額の計算は、消費税の納付税額に25%を掛けて計算します。

ただし、税率に関する経過措置により旧税率で消費税が課税される取引を除きます。

$$\text{地方消費税の納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\%$$

所得税と消費税及び地方消費税の申告・納付期限

平成22年分の所得税と消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告、納付の期限は次のとおりです。

所得税	平成23年3月15日(火)
消費税及び地方消費税	平成23年3月31日(木)

期限内に申告や納付をしなかった場合には、加算税や延滞税がかかることがありますのでご注意ください。

また、納税は振替納税が便利ですので、是非、ご利用されることをお勧めします。新たに振替納税をご利用になる場合は、申告期限までに所轄の税務署又は、ご利用先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

なお、平成22年分の所得税と消費税及び地方消費税の納付に振替納税をご利用された場合の振替日は、次のとおりです。

所得税	平成23年4月22日(金)
消費税及び地方消費税	平成23年4月27日(水)

(注) 振替納税は、申告期限までに確定申告書及び預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を提出された場合に限り、ご利用いただけます。

税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、国民各層に、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様には税を知り、税について考えていただくためのいろいろの行事を各地で実施しました。

神田間税会（東京）

－税に関するパンフレット等の配布－

11月11日 JR秋葉原駅前の広場で、神田税務署長や税務関係団体の幹部によるオープニングセレモニー（テープカット）を行いました。



その後、イータ君にも出動してもらい、税に関するパンフレット等を行き交う人々に配布し、税や間税会のPRを行いました。

芝間税会（東京）

－見学会と講演会の実施－

11月11日 研修会として、東京丸の内三菱東京UFJ銀行ディーリングルームの見学を行った後、「金・プラチナ・為替の動き」について講義を受けました。



昨今の円高の動向について参加者の関心も高く、大変有意義な研修でした。

その後、スカイバスにより、税についての話を聞きながら都心の車窓見学をして、研修会を終了しました。

豊島間税会（東京）

－クリアファイルの街頭配布－

11月11日 JR巣鴨駅前広場で「世界の消費税」クリアファイル等を通行人に配布しました。当日は天候も良く、配布開始後1時間足らずで資料が無くなってしまい、消費税に関する国民の関心は例年よりは高いと感じました。



柏間税会（東京）

－第33回「くらしと税金展」－

11月3～8日 柏そごう店5階連絡通路で第33回「くらしと税金展」を開催しました。



税金クイズ・「世界の消費税」クリアファイル等の配布・消費税のあゆみを示す図表の展示・中学生高校生の税に関する作文・小学生の税に関する書道・税理士による税の無料相談等盛り沢山の行事を行い、税のPRに努めました。

山梨間税会（東京）

－第10回「税を考える書道展」－

11月3日 山梨市民会館において、山梨税務署長・市長・教育長をはじめ、後援団体の代表者など関係者多数の臨席の下に、第10回「税を考える書道展」表彰式を開催いたしました。



この書道展は、租税教育の一環として、次代を担う小学校5・6年生を対象に、平成13年から当間税会が主催者としてスタートしたもので、今年で10回目を迎え、全児童の出品率も連年90%を超える規模になりました。

春日部間税会（関東信越）

－税金クイズの実施－

10月23日 春日部市で開催された「春日部商工まつり」の会場において、税理士会春日部支部の協力を得て税金クイズを実施しました。回答者全員に「世界の消費税」クリアファイルと税についてのいろいろな資料を渡し、税の勉強をしてもらいました。



岩見沢間税会（北海道）

－税の講演会の開催－

11月17日 岩見沢平安閣において、札幌国税局消費税課長による講演会（演題「財政の現状と間接税の使途」）を開催しました。講師のユーモアを交えた軽快な語り口に、出席者は熱心に耳を傾けていました。



北海道間税会連合会は、23年9月の全間連第38回通常総会函館大会に向けて、組織拡大に取り組むと同時に、会の一層の活性化を図るために、22年5月以降、札幌中、札幌西、札幌北、札幌南、函館、帯広の間税会においても、積極的に研修会や講演会等を開催しています。

いわき間税会（仙台）

－「税の標語」受賞者表彰式－

11月11日 いわきワシントンホテル椿山荘において、平成22年度「税の標語」受賞者表彰式を、いわき税務署長・いわき市長・いわき市議会議長等を迎えて行



いました。

いわき間税会会長賞は、「納めよう 暮らしを支える消費税」に決定されました。

福井間税会 (北陸)

「税の標語」表彰式と展示

福井市内の中学生を対象に「税の標語」の募集を行い、応募作品の中から13点の優秀作品(全間連入選1点・北陸間連会長賞1点、福井県間連会長賞1点・福井間税会会長賞1点・入選9点)を選考し、11月16日に表彰式を行いました。11月15日～22日の間、アピタ大和田店で開催された「税に関する作品展」では「税の標語」コーナーを設置し、作品を展示しました。



また、高知市中心部にある帯屋町商店街で、高知税務署長等にも参加していただき、「世界の消費税」クリアファイル・ボールペン・e-Taxリーフレット等税務資料を配布する街頭広報を行いました。



久留米間税会 (福岡)

「チャリティーバザー・コンサートの開催」

10月24日 久留米市内の六角堂広場において、今年で8回目となるチャリティーバザーとチャリティーオークションを開催し、さらに地元の人気バンドの演奏会で会場を盛り上げました。会場では、「世界の消費税」クリアファイルを配布し、久留米間税会のPRを行うとともに、バザー等の収益金は久留米市へ寄付しました。



広島局間連・広島県間連の青年部

「街頭キャンペーンを実施」

11月11日 広島局間連及び広島県間連の青年部は合同で、JR広島駅南口広場において「税を考える週間」の横断幕を掲げるとともに、街頭キャンペーンを行い、「世界の消費税」クリアファイル・各種リーフレット・広報用ポケットティッシュ等1,000セットを配布しました。



小倉間税会 (福岡)

「ボウリング大会の開催」

11月3日「税を考える週間」行事として、税の周知・広報活動を目的として、青年部主催によるボウリング大会を開催しました。6歳から高齢者まで多くの方が参加しましたが、中国の方々(6名)も参加され、国際色豊かなボウリング大会となりました。理事各位から豪華景品の提供があり、盛会のうちに終了しました。(始球式は林会長)



広島東間税会 (広島)

「税の標語」の看板設置

11月11日 女性部は、平成22年度税の標語最優秀作品「長寿国 日本をささえる 消費税」を大書したPR看板を設置し、除幕式を行った後、紙屋町で街頭キャンペーンを行い「世界の消費税」クリアファイル・各種リーフレット・広報用ポケットティッシュ等500セットを配布しました。



南九州間税会連合会

「税の講演会の開催」

「税を考える週間」行事の一環として、南九州間連主催により、熊本国税局の消費税課長を講師とし、「生活を取り巻く身近な税」を演題とする講演会を開催しました。会員及び一般の方々にも参加を呼びかけたところ、約280名が集まる盛大な講演会になりました。



伊予西条間税会 (四国)

「今年も立て看板でPR」

3月の所得税・住民税の確定申告期に向けて、今年も西条市役所ロビーなど合計7ヶ所に、e-TaxとeLTAXの利用を呼びかける立て看板を設置するとともに、「税を考える週間」には、e-Taxリーフレット等税務資料を配布する街頭広報を行いました。



宮崎・大分間税会 (南九州)

「青年部・女性部の拡大に向けて」

11月12日「税を考える週間」行事の一環として、大分税務署において、中津・大分・臼杵・宮崎・延岡の5つの間税会が、合同で青年部・女性部の研修会を開催しました。総勢50数名が参加、青年部・女性部の拡大に向けての取り組み状況や活動内容などについて意見交換を行った後、熊本国税局の消費税課長による講演会を開催しました。



高知間税会 (四国)

「税の標語」と街頭広報

11月12～15日 イオンモール高知で開催された「税に関する作品展」に「税の標語」コーナーを設置し、多くの来場者に入賞作品を見ていただきました。



申告書の作成は

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

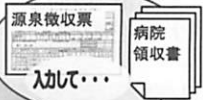
「e-Tax（電子申告）」を利用して申告すると・・・

1 最高5,000円の税額控除

平成 22 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 5,000 円の控除ができます（平成 19 年分から平成 21 年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません。）。

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から 3 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。



3 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮。）。

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です。）、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

申告所得税・消費税及び地方消費税の納付には「振替納税」が便利です！

申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税は、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。振替納税は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。便利で安全な納付方法ですので、是非ご利用ください。

なお、すでに振替納税をご利用の方で、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

※ 平成 22 年分の所得税と消費税及び地方消費税の振替日については、P13 をご覧ください。

「電子納税」もご利用いただけます！

電子納税を利用すると、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に e-Tax の開始届出書を提出し、利用者識別番号等の発行を受ける必要があります。

【インターネットバンキング等による電子納税】

インターネットバンキングや ATM（利用可能なものにはペイジー（税金・各種料金払込み）マーク を表示）等を利用して国税を納付することができます（インターネットバンキングの利用には金融機関との契約が必要です。）。

【ダイレクト納付による電子納税】

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して国税を納付することができます。



※ダイレクト納付ご利用の際の注意事項

ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1 か月程度かかります。このため、確定申告期間中（2 月 16 日～3 月 15 日）に利用届出書を提出いただいた場合、本年の確定申告に基づく納税にはご利用いただけないことがありますのでご注意ください。

本年の確定申告でダイレクト納付の利用を希望される方は、できるだけお早めにダイレクト納付利用届出書をご提出ください。